平成29年 7月2日執行

上郡町長選挙公報

発行者
上郡町選挙管理委員会

7月2日(日)投票日

投票時間は
午前7時から 午後8時まで

こと川（かわ） くにひろ

かみごおりに新風を！

住みたい町上郡 行きたい町上郡

私はこの地に生まれ、この地で育ちました。学生時代を含む12年間を東京で過ごし、30才のとき故郷上郡に帰ってきました。地元で再就職し、10年後に全国転勤が始まり、定年までの約20年間を単身で過ごしました。

上郡町が生き残るには、この町に住む人が安心して生活でき、さらに町外の人から「上郡に行ってみたい」と思われるまちづくりを考えることが重要と考えています。

「町はいきもの」です。
対応が遅れることは許されません。
実現するためにがんばります。

●豊かな自然を守ります
・千種川のアユ、鞍居の希少植物等、上郡の自然財産を守る取組みを支援します
・農業の担い手育成を支援し、農地を守ります

●高齢の方が安心して生活できる環境づくりに取り組みます
・地域の相互扶助の取組みを支援します
・他地域との交流、情報交換の取組みを支援します
・在宅介護の充実に向けた取り組みを支援します

●子育て支援
・給食対象を中学生まで拡大できるよう取り組みます

●教育の充実
・学業、スポーツ、文化面でのさらなる意欲・能力発揮に向けた取り組みを支援します

●上郡町の財産をPRします
・白旗城、神社仏閣等の歴史遺産、大鳥圭介の功績、旧市街地の名所をPR

プロフィール
昭和30年2月上郡町船坂生まれ（62才）
［学 歴］昭和42年船坂小学校卒業　昭和48年淳心学院中・高等学校卒業
昭和52年早稲田大学法学部中退
［職 歴］三井生命保険株式会社、国会議員秘書
趣味 ： ゴルフ・カラオケ　家族 ： 妻 ・ 長男 ・ 次男 （4人家族）

遠山ゆたか

これまでの４年間でまいた種を、
これからの４年間で、大きく実らせます。

遠山（とおやま）ゆたか 無所属／自民党・公明党推薦

わたしの政策

① **町財政の健全化**
４年間で２５億円の債務を減らしましたが、これからも限られた予算で最大の効果を発揮してゆきます。

② **子育て世代を応援**
「認定こども園」の早期設立。中学校給食も早期実現を目指します。

③ **健康な町づくり**
高齢者のケアはもちろん、現役世代の定期健診率をＵＰさせます。

④ **みんなで支え合う町づくり**
地域の皆さんの協力を得て、元気で人情味溢れる町にします。

⑤ **安心・安全な町づくり**
自主防災組織の確立と、リーダーの育成に努めます。防犯カメラも順次設置してゆきます。

⑥ **交流人口の拡大**
貴重な歴史遺産や豊かな自然と交通の利便性を情報発信することで、来訪を促し、定住人口の増加につなげます。

ようやく描いたプランが形になりつつあります。
さらに大きな実を結ばせるために、腰をすえて取り組んでまいります。

藤本（ふじもと） ゆうき

町長は「名誉職」ではない。
町のために汗をかく「営業マン」だ。

10年先、20年先の将来を見据えて、先人から学び 汗をかく

特にこの十数年、わが故郷、上郡の町は残念ながら衰退の一途を辿っていると言わざるを得ません。財政状況も非常に苦しい状況です。

しかしながら、「財政が苦しいから町として何もできない」ということで良いはずがありません。苦しい状況だからこそ、知恵を絞り、汗をかいて打つべき手を打つ、これが行政の使命です。

町に子ども達の笑顔を絶やさないため、10年先、20年先を見据えて、皆様と共に、今、汗をかきます。

●町長報酬30%カット
自らが率先して行動する。

●町の活性化に向けた取組の徹底
企業誘致とお米やぶどう、またモロヘイヤ等をはじめとする「上郡のうまいもん」PRと集客力向上。

●既存の事業・支出を総点検
「公開事業評価制度」を導入する。

●高齢者の皆さんの生活支援
外出支援サービスのさらなる充実を図る。「移動投票所」を導入する。

●子どもを守る
現行の子育て支援策の見直しや、チャイルドシート購入への助成制度を新設する。中学校の給食とともに、小・中学校の普通教室へのクーラー設置を進める。

●災害に強い町づくり
防災行政無線の戸別受信機の設置に向け検討する。

●町役場の改革
役場の意識改革。「前例がない」「ことなかれ」は撤廃する。

藤本ゆうきの実績
●大学在学中より政治に参加する。
●衆議院議員秘書時代に、国政・県政・近隣地域等で太いパイプを築く。
●上郡町議会議員を4期務め、総務文教常任委員長、監査委員等を歴任。

←Facebookをご覧ください!

この選挙公報は候補者から提出された原稿を写真にとってそのまま印刷したものです。

平成29年 7月2日執行

上郡町長選挙公報

発行者
上郡町選挙管理委員会

ルールを守って明るい選挙！

選挙運動の期間

選挙運動は、告示日（6月27日）に立候補の届け出をしてから投票日の前日（7月1日）までに限り行うことができます。それ以外の期間、たとえば、立候補届出前にする選挙運動は、事前運動として禁止されています。

行うことができる主な選挙運動

○選挙事務所の設置（各候補者1個所）

○選挙運動用自動車の使用（各候補者1台、連呼行為などは午前8時～午後8時まで。）

○選挙運動用はがき（町長2，500枚、町議会800枚までで消印欄に以下の表示があるもの。）

○新聞広告（2回まで）

○ビラの配布（町長選挙のみ5，000枚まで使用できます。ただし、選挙管理委員会が発行する証紙を張ったもので配布方法にも制限があります。）

○ポスターの掲示（選挙管理委員会設置のポスター掲示場、選挙事務所、個人演説会場、選挙用自動車への掲示のみ。）

○看板等の設置（選挙事務所、個人演説会場、選挙用自動車のみ定められた数だけ認められています。）

○街頭演説（午前8時から午後8時まで。）

○個人演説会

（表示例）

番号は、候補者ごとの識別番号です。

ビラ証紙

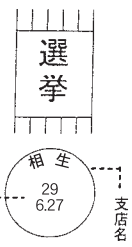

選挙の告示日（年月日は、省略することがあります。）

支店名

はがき消印

行うことができない選挙運動（禁止されている運動の主なもの。）

○買収

選挙犯罪のうちでもっとも悪質なものであり、法律できびしい罰則が定められています。候補者はもちろん、選挙運動の責任者などが処罰された場合は当選が無効になることがあります。また、受け取った方も罪に問われます。

○戸別訪問

誰であっても、特定の候補者に投票してもらうことを目的に、住居や会社、商店などを戸別に訪問してはいけません。
また、特定の候補者名や政党名あるいは演説会の開催について言い歩くこともできません。

○署名運動

誰であっても、特定の候補者に投票をするように、あるいは投票しないようにすることを目的として選挙人に対し署名を集めてはいけません。

○飲食物の提供

誰であっても、選挙運動に関して飲食物を提供してはいけません。ただし、お茶や通常用いられる程度の茶菓子、選挙事務所における一定の数の弁当の提供は認められています。

○気勢を張る行為

誰であっても、選挙運動のため人目を引こうと自動車を連ねたり、隊列を組んで往来したりしてはいけません。

○文書図画の頒布、法定外の場所へのポスター、看板等の掲示

はがき（選挙の表示があるもの）やビラ（町長選挙で証紙が貼ってあるもの）など法律で認められているもの以外は、ビラやチラシなどの文書を配布したり回覧することはできません。また、決められた場所以外へのポスター、看板等の掲示も禁止です。

投票日当日、投票所へ行くことができない方は期日前投票ができます。

●期日前投票ができる期間

日時：6月28日(水)～7月1日(土)
時間：午前8時30分～午後8時
場所：上郡町役場　1階101会議室

7月2日(日)投票日

投票時間は 午前7時から 午後8時まで

この選挙公報は候補者から提出された原稿を写真にとってそのまま印刷したものです。